

令和3年度
愛媛県国民健康保険事業特別会計決算
及び

令和4年度
愛媛県国民健康保険事業特別会計予算

国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）

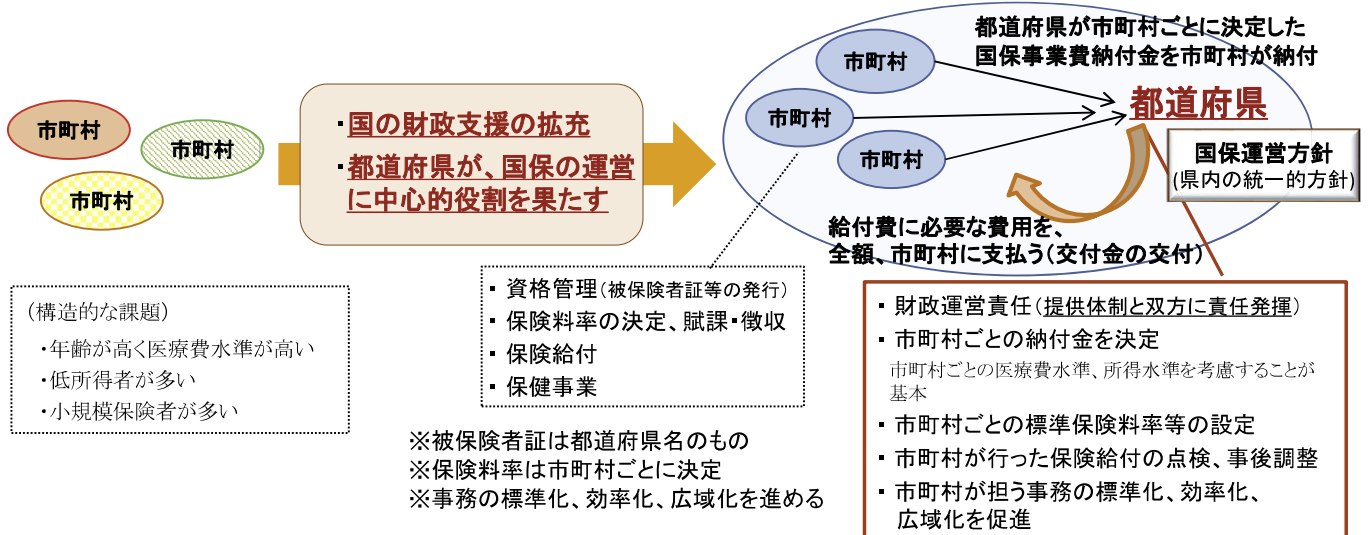
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【改革前】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担う

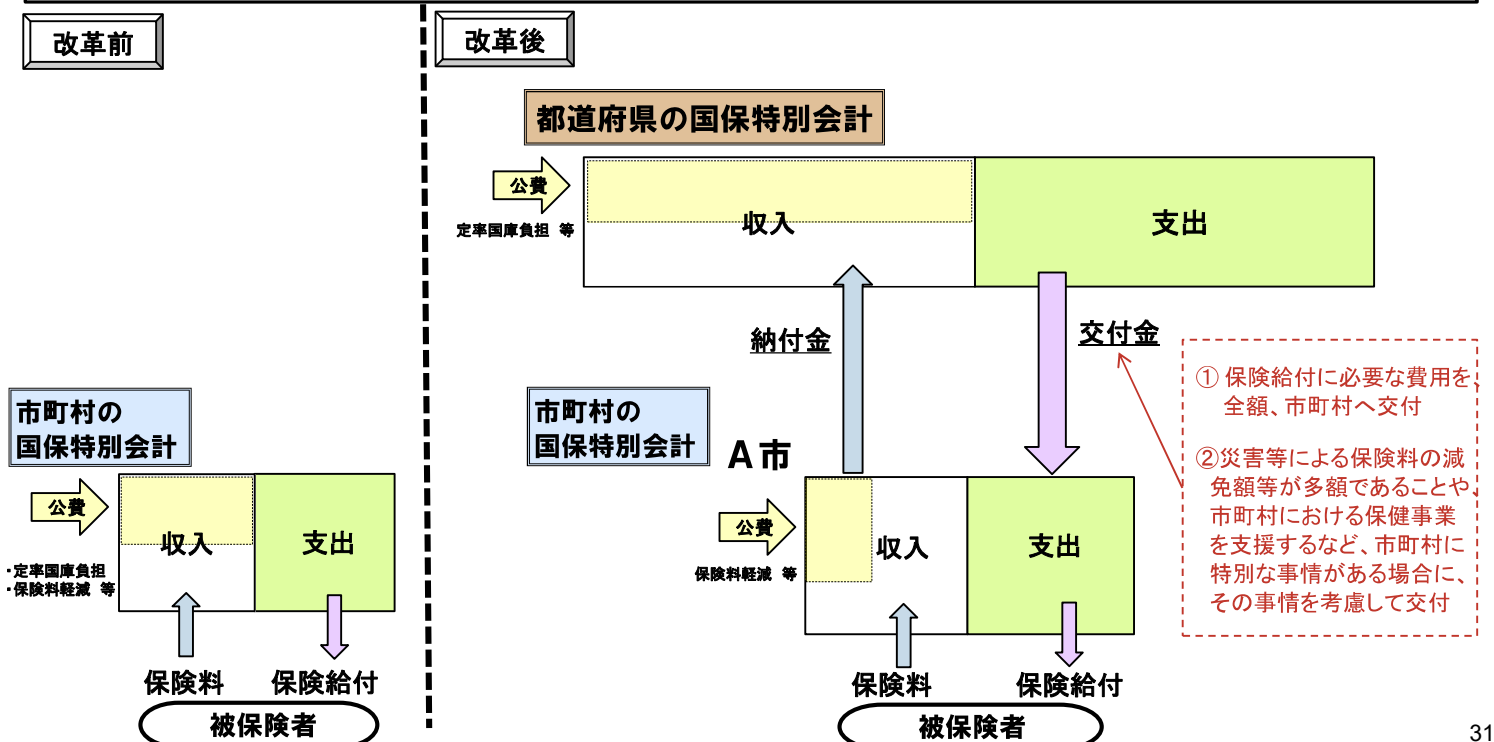


改革後の国保財政の仕組み

○都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

○市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

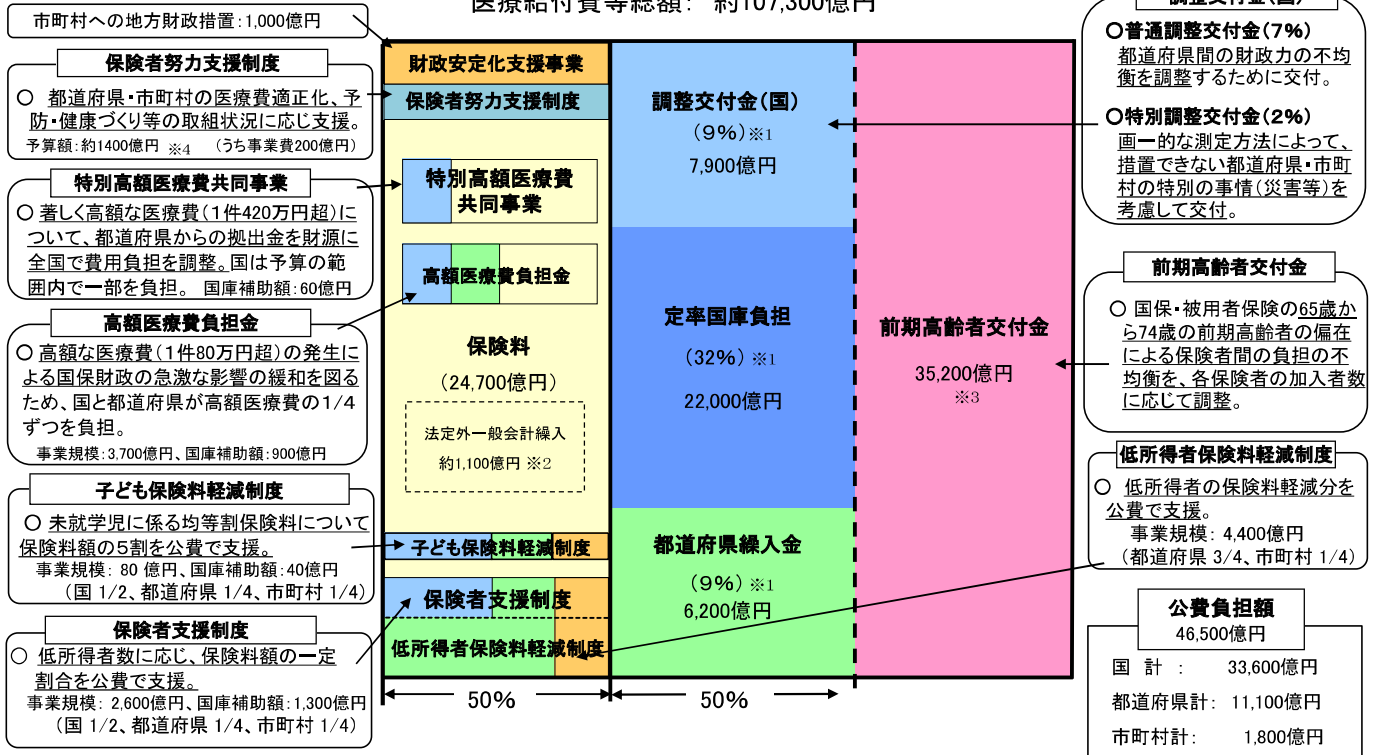


100億円
単位

令和4年度の国保財政

(令和4年度予算案ベース)

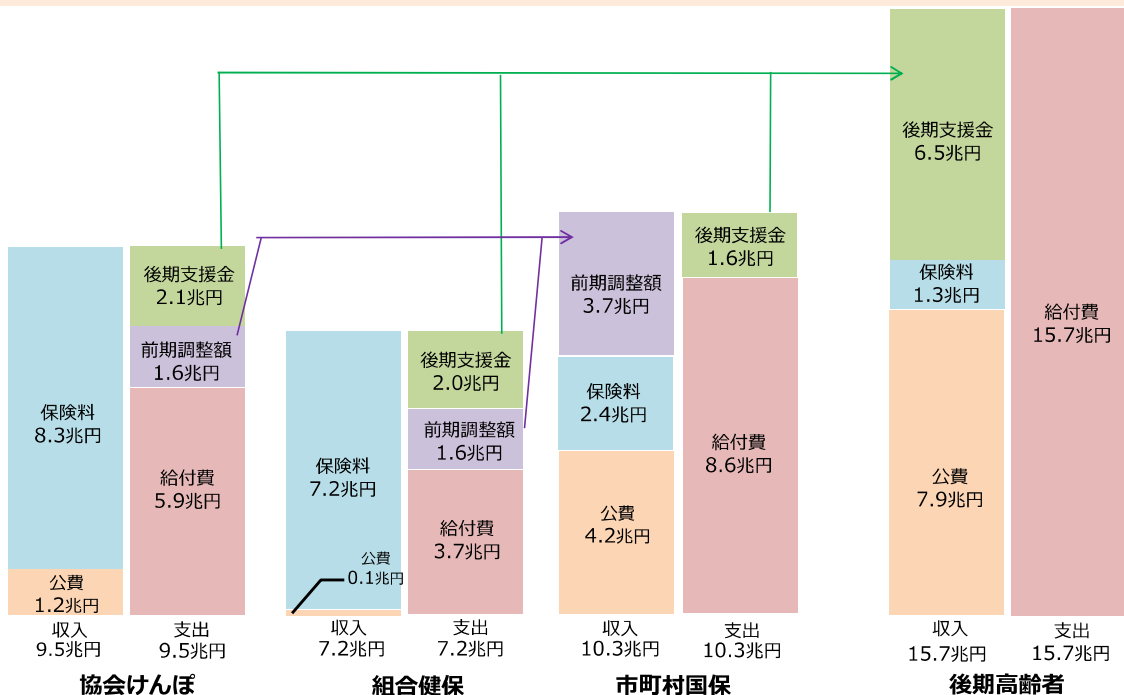
医療給付費等総額：約107,300億円



※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある
 ※2 令和元年度決算における決算補填等の目的の一般会計繰入の額
 ※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる
 ※4 令和4年度は、平成29年度に特例基金に措置した500億円のうち残330億円は取り崩ししない

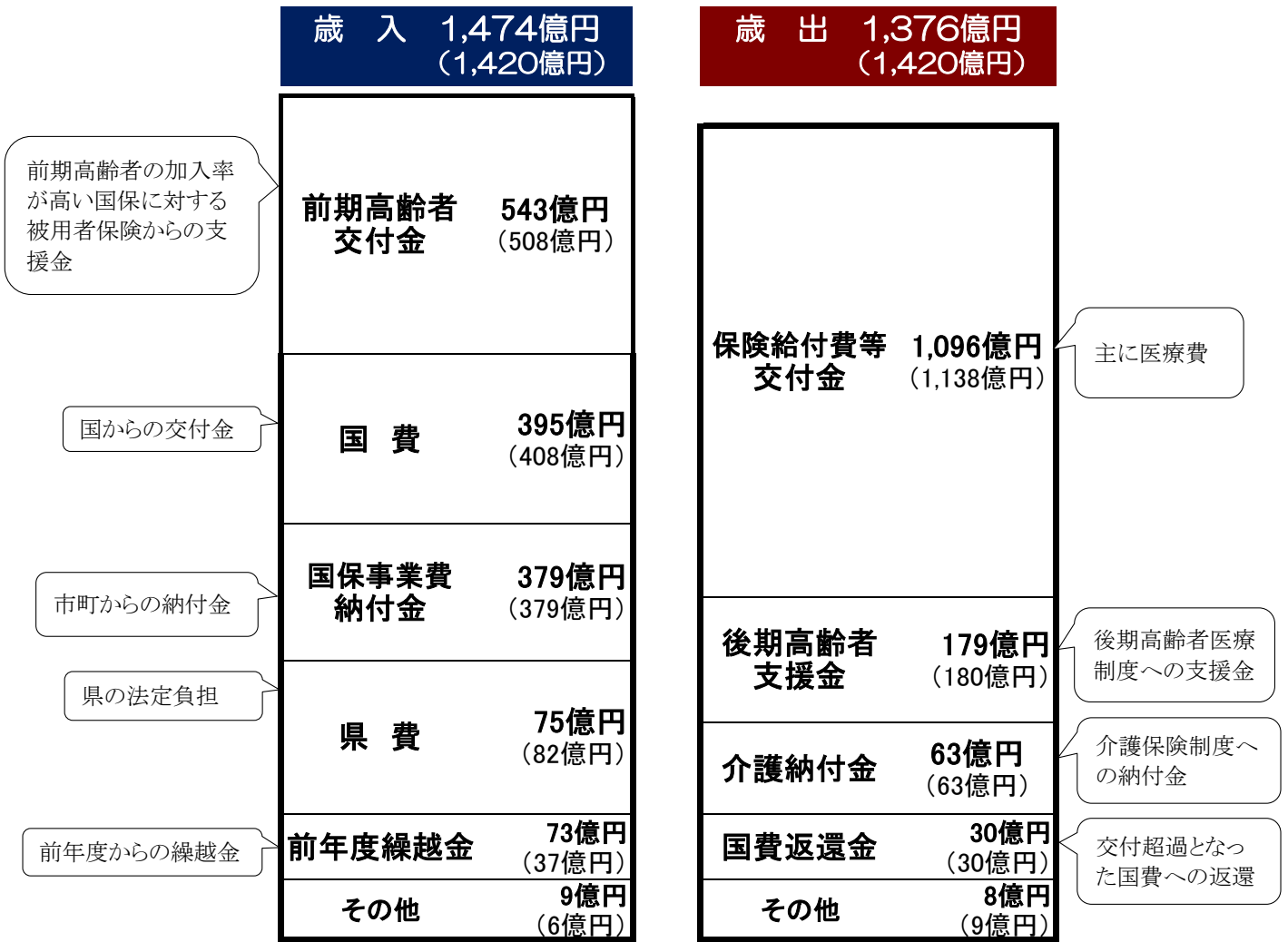
制度別の財政の概要 (令和元年度)

医療保険制度間では、年齢構成による医療費の違いなどに起因する財政の負担を調整するために、負担を調整する仕組みが存在(前期調整額)。また後期高齢者に係る給付費の一部は他の制度も支援金という形で負担している。



注1 前期調整額及び後期支援金の拠出割合の合計と交付金の金額が一致しないのは、表示されていない他制度(共済組合など)があるため。
 注2 「前期調整額」には、退職拠出金も含む。また、市町村国保の後期高齢者支援金に係る前期調整額は、「収入」の「前期調整額」に含めており、「支出」の「後期支援金」には調整前の金額を記載している。

令和3年度 愛媛県国民健康保険事業特別会計 決算



その他歳入・・・特別高額医療費共同事業交付金、療養給付費交付金など
 その他歳出・・・特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金、保健事業費など

※()は予算額

【令和3年度決算状況】

- 歳入・・・約1,474億円
- 歳出・・・約1,376億円
- 差引収支・・・約98億円の黒字

(予算額に対する決算額の状況)

歳入：+54億円
 [前期交付金(+35)、国費(▲13)、県費(▲7)、繰越金(+36)、その他(+3)]

歳出：▲44億円
 [保険給付費等交付金(▲42)、後期高齢者支援金(▲1)、その他(▲1)]

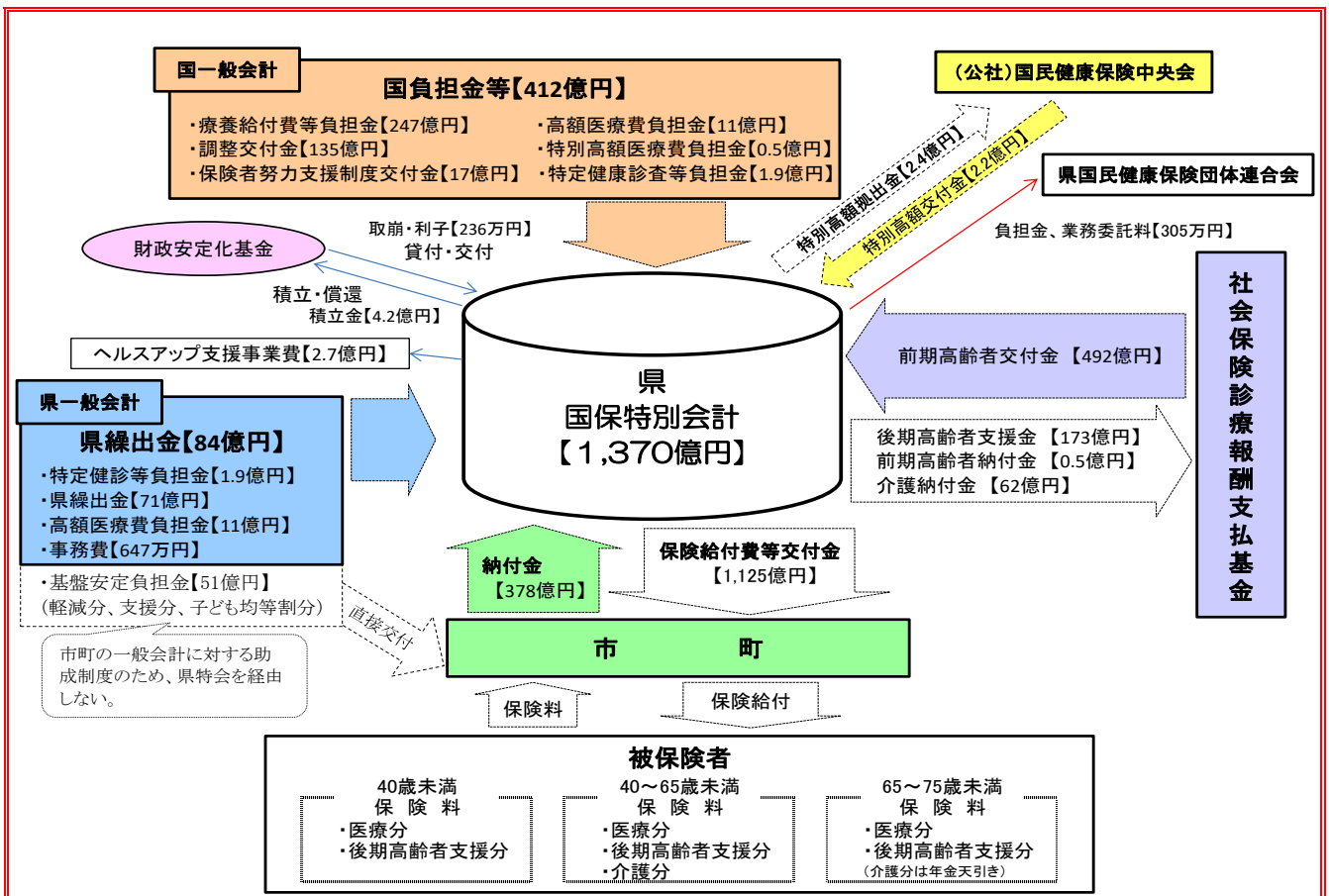
令和4年度 愛媛県国民健康保険事業特別会計予算(当初予算)

歳入 1,370億円		歳出 1,370億円	
前期高齢者 交付金	492億円	保険給付費等 交付金	1,125億円
国費	412億円	後期高齢者 支援金	173億円
国保事業費 納付金	378億円	介護納付金	62億円
県費	84億円	その他	10億円
その他	4億円		

その他歳入・・・特別高額医療費共同事業交付金、療養給付費交付金など

その他歳出・・・特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金、保健事業費など

県国民健康保険事業特別会計の概要



※金額は、R4年度当初予算要求ベース